

各 位

会 社 名 三菱マテリアル株式会社 代表者名 取締役社長 竹内 章 (コード番号 5711 東証第1部) 問合せ先 広報・IR部課長佐々木直哉 (電話番号 03-5252-5206)

## 新株予約権の発行登録及び発行登録の取り下げに関するお知らせ

当社は、本日開催の当社第 91 回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」の更新に関する議案が承認可決されたことに伴い、本日開催の当社取締役会において、本日付で新株予約権の発行登録を行うとともに、平成 27 年 6 月 26日付で行った新株予約権の発行登録を取り下げることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.募集有価証券の種類:新株予約権証券

2.発 行 予 定 期 間 :発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで (平成28年7月7日から平成30年7月6日まで)

3.募 集 方 法:新株予約権無償割当て

4. 発 行 予 定 額:20億円

(上記は新株予約権証券の発行価額の総額(0円)に新株予約 権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金 額です。)

当社は、平成25年6月27日開催の当社第88回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について、株主の皆様のご承認をいただいております(更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)を、以下「旧対応策」といいます。)。

旧対応策の有効期間は、本日開催の当社第91回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)終結の時までとされていたため、当社は、旧対応策の有効期間の満了を受け、旧対応策の更新について、旧対応策導入後の買収防衛策に関する実務の動向等を踏まえ、更新そのものの是非も含めて検討してまいりました。その結果、現在においても、当社の中長期的な株主価値に資さない当社株式の大規模買付等が想定され得ること、また、わが国の公開買付制度は、株主の皆様が一定の大規模買付等に応じるか否かをご判断されるために必要な情報を取得し、検討するための時間と手続が必ずしも十分ではないと考えられることから、企業価値・株主共同の利益、ひいては中長期的な株主価値(以下単に「中長期的な株主価値」といいます。)の確保・向上のための対応策の必要性は継続していると判断いたしました。

これを踏まえ、当社は、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されているものをいいます。)に基づき、旧対応策の内容を一部改定した上で更新すること(改定後の対応策を以下「新対応策」といいます。)を決議し、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

これに伴い、本日付で新対応策に基づく新株予約権の発行登録を行うとともに、旧対応 策に基づく新株予約権の発行登録を取り下げることとしたものです。

なお、新対応策においては、買付者等が新対応策に定める手続を遵守しない、または買付者等による大規模買付等が、当社の中長期的な株主価値を著しく損なうものであると認められる場合に、当社は対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当てを行うこととしております。本発行登録は、この新株予約権の無償割当てを機動的に行うことを可能とするものです。

新対応策の詳細につきましては、以下のプレスリリースをご参照下さい。 平成 28 年 5 月 12 日付プレスリリース

「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」 当社ホームページ

http://www.mmc.co.jp/corporate/ja/news/press/2016/16-0512b.pdf

以上